

運転代行業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(第2版)

公益社団法人全国運転代行協会

1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という）をはじめとする諸決定を踏まえ、運転代行業における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について策定したものである。

運転代行業は、飲酒運転根絶の受け皿として、『安全・安心な社会を支える重要な交通サービス』として認知されているからこそ、新型コロナウイルス感染拡大防止策として発出された緊急事態宣言下においても、交通安全確保の観点から、十分な感染拡大防止策を講じたうえで、その事業の継続が求められたわけである。

運転代行事業者は、対処方針の主旨と内容を十分に理解したうえで、本ガイドラインで示した「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策や対応」を踏まえて、業界独自の業態等も考慮し創意工夫も図りつつ、感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

なお、本ガイドラインは、昨今の新型コロナウイルス禍においてのみならず、インフルエンザ等その他の感染症対策としても活用できるものである。

また、本ガイドラインの内容は、対処方針の変更等、適宜必要な見直しを行うこととする。

2 感染防止のための基本的な考え方

運転代行の業務は利用者を乗せて客車を運転する業態の特性上、密室空間で利用者と時間を共にすることは避けられない。よって、従事者を守るため、ひいては自社を守るために、事前に自主的な感染予防対策を実施することが必要不可欠である。

すなわち、3つのない（＝「うつさない」「うつらない」「ひろめない」）を目指し、でき得る限りの対策を講じることが求められる。

3 講じるべき具体的な感染拡大防止対策と対応について

厚生労働省をはじめとする国及び各地方公共団体等の既出資料を参考に、運転代行業界の業態に即した対策と対応について示す。

(1) 【事務所内等における対策】

- ① 従事者全員が、業務中のみならず通通勤時においてもマスク着用を努める。
- ② 事務所を有する場合には、以下の対策を講じる。
 - ア. 出入口に(可能な限り外部に置くことが望ましい)、消毒液を設置し、入退室時において手指の消毒を努める。
 - イ. 飛沫が飛ばないようにするために、従事者同士の**座席の間隔は2メートル**を目途に、一定の距離を保つように努める。なお、一定の距離を保つことが難しい場合には、座席間にパーテーションやビニールカーテンなどを設置する。
 - ウ. 乗務前に対面での点呼を行っている場合、飛沫感染を防止するために、ビニールカーテンの設置等、適切な感染防止対策を講じる。
 - エ. 事務所内の換気や設備消毒等を適時行う。なお、具体的な手段等については、厚生労働省をはじめとする国又は各地方公共団体が公表している資料を参考にする

(2) 【業務時における対策】

- ・従事者は必ずマスクを着用し、ドライバーは手袋の着用にも努める。

【業務開始前】

- ・消毒液などの適切な製品を用いて、随伴車内の消毒実施の徹底に努める。

【随伴車内での待機中】

- ・待機中の随伴車内においては、適時、窓を開放し、換気に努める。

【受託時】

- ① 依頼者が新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症に罹患していると思われる場合には、役務提供をすることができないことを丁寧に説明し、お断りする。

(外見からは判断しづらいと思うが、依頼者が頻繁に咳をするなどの症状がある場合などは注意が必要である)

※以下に掲げる、標準自動車運転代行業約款第4条第12号『代行役務提供の

拒絶』の内容を参照のこと。

同条項においては、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶する場合のひとつとして、「利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る)の患者(これらの患者とみなされる者を含む)又は新感染症の所見のある者であるとき。」を掲げている。

② 利用者に対してマスク着用を依頼する。

利用者がマスクを着用していない場合のために、随伴車内に予備のマスクを常備するなど、利用者に対してマスク着用を促せる態勢作りが望ましい。

③ 利用者との密接を避けるため、利用者に対して、客車の後部座席への乗車を依頼する。

【受託中】

① 車内換気を行うために、業務走行中に客車の窓ガラスを開放する。

利用者に対して十分な説明を行い、承諾を得たうえで行うこと。なお、窓開けが困難な場合は、エアコンによる外気導入を行うなど、天候や利用者の意志により、臨機応変に対応する。

② できる限り利用者等との接触を減らす。

例えば、「目的地までの途中で、コンビニエンスストア等に立ち寄った場合には、同行入店しない」「目的地到着時に睡眠中の利用者を目覚めさせる際に、利用者の身体に触れない」など。

【精算時】

- ・料金の受け渡しにおいては、手袋の着用に努めるとともに、利用者との直接接触を極力減らすよう努める。
- ・利用料金の収受については、金銭トレーを利用する。
- ・利用者との接触を避けるため、可能な限り、キャッシュレス決済の導入を検討する。

【受託後】

- ・一組の利用者の受託業務が終了する度に、消毒液などの適切な製品を用いて、手指及び着用衣類の消毒に努める。なお、客車を運転した従事者は、特に着用衣類の消毒を念入りに行う。

【業務終了後】

- ・消毒液などの適切な製品を用いて、随伴車内の消毒の徹底に努める。

【その他】

- ① 飲食店内やホテル等の施設内への立ち入りは極力控える。
- ② 飲食店内やホテル等の施設内にやむを得ず立ち入る場合には、その場所の感染防止対策に従う。(例えば、施設内出入口での手指の消毒など)
- ③ 利用者を呼び出すために、飲食店やホテルなどに訪問する場合は、可能な限り、携帯電話等の通信手段を用いる。

(3) 感染者又は濃厚接触者が確認された場合の対応

以下に、ケース別の対応について記載するが、初動が遅れると感染が拡大し、大きな社会問題になりかねないので、感染者や濃厚接触者が確認された場合には、速やかに、保健所、行政機関及び(公社)全国運転代行協会へ報告することを基本的な考えとする。

【従業員が感染者又は濃厚接触者となった場合】

- ① 直ちに全従業員を自宅待機とし、営業を休止することが望ましい。
営業を継続した場合、利用者等の不特定多数との接触により、感染が拡大してしまうことから、保健所や行政機関等に報告し、その指示に従う。
- ② 当該従業員が業務において接触した場所の消毒を行う。
- ③ 当該従業員以外の従業員や、場合によっては利用者が濃厚接触者に指定される可能性があるため、速やかに保健所や行政機関に状況を説明し、指示を仰ぐ。
- ④ 事業主は直ちに、(公社)全国運転代行協会へ報告し、同協会から国土交通省担当部局に直ちに報告をする。

【従業員の同居家族が、感染者又は濃厚接触者となった場合】

- ① 直ちに全従業員を自宅待機とし、営業を休止することが望ましい。
併せて、保健所や行政機関等に報告し、その指示に従う。
- ② 当該従業員が業務において接触した場所の消毒を行う。
- ③ 当該従業員以外の従業員や、場合によっては利用者が濃厚接触者に指定される可能性があるため、速やかに保健所や行政機関に状況を説明し、指示を仰ぐ。
- ④ 事業主は直ちに、(公社)全国運転代行協会へ報告する。

【利用者又は業務依頼店舗の店員が、感染者又は濃厚接触者となった場合】

- ① 保健所や行政機関等に報告し、その指示に従う。
- ② 特に利用者が感染者となった場合には、その利用者の客車を受託した従業員については濃厚接触者になる可能性が高いため、保健所や行政機関等に状況を説明し、指示を仰ぐ。
- ③ 事業主は直ちに、(公社)全国運転代行協会へ報告する。

【取引先や立ち寄り先等において感染者が確認された場合】

- ① 接触があった可能性がある従業員への聞き取り調査を実施し、疑わしい場合は、保健所や行政機関に相談する。
- ② 従業員が濃厚接触者の可能性があるなど、場合によっては、事業主は(公社)全国運転代行協会へ報告する。

以上